

令和6年度製造業における外国人材受入れ支援事業の概要

1. 事業目的

深刻化する人手不足に対応するため、平成31年4月1日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、新たな在留資格である「特定技能」を有する外国人材の受入れが開始された。経済産業省では、製造業分野（素形・産業機械・電気電子情報関連製造業分野）における特定技能外国人材の受入れに係る運営を実施している。

本事業では、在留資格「特定技能」で在留する外国人材（以下、「特定技能外国人材」という。）の受入れを円滑に行うため、中小企業に対する相談窓口の設置やセミナーの開催等の必要な支援を行う。また、平成31年3月に設置された「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下、「協議・連絡会」という。）」の運営及びその取組の一環として、制度の仕組みや受け入れ企業の優良事例等を紹介するためのセミナーの開催等を行う。

加えて、特定技能外国人材としての必要な技能水準を測るための「製造分野特定技能評価試験（以下、「技能試験」という。）」について、技能試験問題の検討や作成、当該試験の実施等の所要の運営を行うとともに、次年度以降の運用に必要な情報の収集・分析、製造業における外国人材の技能水準の把握を行う。

2. 事業内容

上記2. 事業目的を達成するため、以下の（1）～（3）を行う。

（1）製造業における外国人材受入れ支援事業

- （ア）中小企業や外国人材からの相談に応じるための相談窓口の設置・運営
- （イ）中小企業や外国人材に向けたセミナーの開催
- （ウ）協議・連絡会の運営
- （エ）送り出し候補国及び技能試験実施国等の調査
- （オ）適切な協議・連絡会賛助会員会費の算出

（2）製造業における外国人材技能水準確保事業

- （カ）1号技能試験における学科試験及び実技試験の問題の作成
- （キ）2号技能試験における学科試験及び実技試験の問題の作成
- （ク）技能試験の実施・運営
- （ケ）製造業における外国人材の技能水準の把握
- （コ）新制度創設に係る調査等

（3）調査報告書等の作成

- （サ）調査報告書等の作成

3. 実施方法

上記3. 事業内容を遂行するため、以下の（ア）～（コ）を行うこと。

- （ア）中小企業や外国人材からの相談に応じるための相談窓口の設置・運営

特定技能外国人の受入れを希望する中小企業においては、制度概要を理解した上で、協議・連絡会への入会手続きに係る対応等が必要となるが、必ずしも諸手続きを円滑に進められないケースや、特定技能外国人を自社に従事させるために必要な知識が不足しているケースが想定されることから、電話相談の窓口を設置し、これらを運営する。また、当該窓口では、外国人材からの相談もあわせて受け付ける。なお、今年度末に制度改正を予定しているため、窓口の体制としては1日あたり50件程度の相談に対応できる体制を構築すること。

(イ) 中小企業や外国人材に向けたセミナーの開催

特定技能外国人の受入れを希望する中小企業が、所要の知識やノウハウを学ぶためのセミナーを開催する。なお、双方向の円滑なやり取りが必要となる場合には、経済産業省と調整のうえ対面開催も実施する。

加えて、(エ)の調査を踏まえ選定した海外技能試験実施国において、日本での就労を希望する外国人材（技能試験受験生や技能実習修了生等）を対象とした特定技能外国人材制度の概要等を学ぶためのセミナーを、(オ)の技能試験の実施とあわせて開催する。なお、オンライン開催や製造業分野に係るポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）での情報発信としても良い。

(ウ) 協議・連絡会の運営

協議・連絡会の開催（年1-3回程度、オンライン開催もしくは書面開催を想定。）、協議・連絡会への入会届出の受付、入会届出の確認業務の補助、協議・連絡会の構成員への必要な情報提供、協議・連絡会入会手続きシステムの更新・運営、ポータルサイトの更新・運営及び協議・連絡会に係る外部からの問い合わせへの対応等を行う。問い合わせへの対応に際しては、(ア)の相談窓口と連携し、電話窓口を設置する。

また、特定技能外国人材制度の円滑な運営を行うため、協議・連絡会の構成員に対し、特定技能外国人材の受入れ状況等の実態や必要な支援内容をはじめとするニーズ等を把握すべく、所要の調査を行う。

(エ) 送り出し候補国及び技能試験実施国等の調査

MOCの締結の進捗等の令和5年度からの状況変化を踏まえ、海外技能試験実施国の選定や、今後一定程度の送り出しが見込まれる国について製造業分野に係る技能を有している人材の規模、技能を習得するための環境及び日本語教育の状況等の実態調査等を行う。

また、一定数の受験者を確保し効率的に技能試験を実施する観点から、海外及び国内の技能試験実施候補地を選定する（具体的な海外技能試験実施国・実施候補地及び国内の技能試験実施候補地については、経済産業省と相談の上で決定することとする。）。特に海外技能試験実施国・実施候補地は、特定技能に係るMOCの締結状況や、技能試験受験生の会場へのアクセス及び会場の確保可能性等を考慮して選定のうえ、当該国で日本での就労を希望している外国人材に対して特定技能外国人材制度の効果的な周知を行う。

加えて、経済産業省が行う特定技能外国人材制度の製造業分野に係る検討（業務区分の新設等）に際して、文献調査及び有識者へのヒアリング調査等の必要な協力・調査を行う。

（オ）適切な協議・連絡会賛助会員会費の算出

（ア）～（エ）の受入れ支援事業にかかる経費を踏まえ、将来の適切な会費を算出する。

なお、会費を徴収した場合の納付方法については、経済産業省と相談の上で決定することとする。

（カ）1号技能試験における学科試験及び実技試験の問題の作成

特定技能1号の技能試験の問題の作成に際しては、当該試験が免除となる技能実習2号修了者がその修了の際に受験することとされている技能検定3級程度を基準とし、経済産業省の指定する試験区分毎に有識者委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、学科試験及び実技試験の問題を作成する。また、サンプル問題の作成等、受験希望者が試験に向けて効率的に準備を行えるような取組を行う。

委員会は検討に必要な人数の有識者を構成員とし、現地又はオンラインでの開催を通じて学科試験及び実技試験の問題を4パターン以上作成する。なお、有識者に対しては事業費より旅費・謝金を支払うこととする。

なお、来年度は政府での検討状況により試験区分が大幅に増える可能性があるため、検討状況に合わせて柔軟に対応する。

また、技能試験実施に必要な手続き書類等を現地語に翻訳し、技能試験当日も現地語で運営を行うことができるように準備する（係る翻訳や技能試験当日の運営においても、必要に応じて英語でも対応する。）。

（キ）2号技能試験における学科試験及び実技試験の問題の作成

特定技能2号の試験問題の作成に際しては、技能検定1級程度を基準とし、経済産業省の指定する試験区分毎に委員会を設置し、学科試験及び実技試験の問題を作成、必要に応じて試験水準を測るためのプレテストを実施する。なお、特定技能1号の委員会と特定技能2号の委員会とで有識者の重複があってもかまわない。

委員会は検討に必要な人数の有識者を構成員とし、現地又はオンラインでの開催を通じて学科試験及び実技試験の問題を4パターン以上作成する。なお、有識者に対しては事業費より旅費・謝金を支払うこととする。

（ク）技能試験の実施・運営

技能試験は、国内、国外で必要な回数を確保すること。（令和5年度事業では海外3回、国内30回実施）実施時期や場所等については、（エ）の調査結果を踏まえ、経済産業省と相談の上で決定することとする。学科試験及び実技試験の実施方法については、経済産業省と相談の上で決定することとする。

また、技能試験実施機関として、技能試験の会場や必要設備の手配、事前周知や広報、受験料の回収、技能試験実施に係る準備、技能試験当日の運営、技能試験の採点、受験者への合否結果通知、受験者の受験番号や合否等を記載した受験者台帳

の管理、合格証明書の発行業務及び技能試験に係る現地語による問い合わせ対応等の必要な対応を行う。加えて、必要に応じて技能試験実施国への試験監督官の派遣等を行い、適正な試験運営を確保する。なお、その際に必要な費用も計上することとする。

更に、いずれの技能試験においても、新型コロナウイルス感染症に対する万全の対策を行うとともに、不正受験（カンニングや替え玉受験等）を防止する措置を講じることとする。

技能試験実施の際に徴収する受験料等の納付方法については、経済産業省と相談の上で決定することとする。

（ケ）製造業における外国人材の技能水準の把握

令和6年度の技能試験の実施を通じ、試験区分毎の外国人材の技能水準を調査する。出身国・在住地域、性別、世代、経歴等の要素を元に調査・分析を行う。

（コ）新制度創設に係る調査等

令和6年度に新たに創設が予定されている育成就労制度について、政府内の検討状況を鑑み、必要な調査や情報収集等を実施する。

（サ）調査報告書等の作成

4.（ア）～（コ）について、調査報告書の作成を行う。加えて、セミナーや協議・連絡会の中で必要となる資料やマニュアル等を、経済産業省と相談の上で作成する。

（参考1）製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20220701.pdf

（参考2）製造分野特定技能1号評価試験実施要領

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/implementation_guidelines.pdf